

令和6年2月15日
国立大学法人愛知教育大学

職員の懲戒処分について

この度、令和6年2月6日付けで、下記のとおり本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1 被処分者

大学教員 教授 男性（60代）

2 処分内容

戒告

3 処分事案の概要

当該職員は、本学の学生と2人きりで飲酒を伴った食事をした。その際に、学生のプライバシーについて言及した言動を行い、学生のプライバシーを侵害した。今回の言動には教員として優越的な立場を背景として、教育上必要かつ相応な範囲を超えた言動であった。

当該職員の行為は、アカデミック・ハラスメントに該当する事案であり、国立大学法人愛知教育大学就業規則に違反することから、処分を行いました。

4 学長のコメント

教員養成大学として本学の教員が学生に対しハラスメント行為を行ったことは、誠に遺憾です。ハラスメントを受けた学生及び関係者の皆様に対して心からお詫び申し上げます。本学として、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなハラスメント行為が起らないよう、ハラスメントの再発防止にあたっていく所存です。

【本件照会先】

総務・企画部 人事労務課

電話：0566-26-2126